「くまもと健康づくり応援店」を募集します! ~バランスのとれたメニューを提供しませんか~

熊本県では、皆さまの健康づくりやメタボリックシンドローム 予防の支援として、飲食店や惣菜店などを利用される方に、健康 に配慮したメニューや地元の食材を利用した安全安心な食事を 提供する「健康づくり応援店」の取り組みを行っています。八代 地域は、現在17店舗で実施し、利用された住民やお店の方から も喜ばれています。



地域住民の方の健康づくりに協力してくださるお店を募集します。



ヘルシーメニューの提供

- ◆バランスメニュー
- メタボリックシンドローム予防 を支援するメニュー
- **◆野菜もりもりメニュー** 外食で不足しがちな野菜がたっ

ぶりのメニュー

ヘルシーオーダーの実施 → ごはんの量を選べます

お店の希望や実情にあわせて、上記の取り組みの中から1つ以上を選んで実施してください。さらに取り組んでいただけるお店には下記のようなオプションメニューもご用意しています。なお、お店には専門家である栄養士が表示内容をアドバイスします!

【例】

主なメニューの 栄養成分表示

◆エビピラフ◆

エネルギー 760kcal カルシウム 208mg 鉄分 5.5mg

もっと ヘルシーメニュー

エネルギーひかえめメニュー 塩分ひかえめメニュー おなかすっきりメニュー 鉄たっぷりメニュー

たばこ対策 (禁煙)





お電話やFAXでお申し込みください。

募集期間 平成23年度 8月15日(月)~11月30日(水)まで

「くまもと健康づくり応援店」に関するお問い合わせ先 熊本県八代保健所 保健予防課 担当:前田 ☎0965-33-3229 FAX 0965-33-6321

健康づくり応援店に関する情報は、県のホームページ「くまもと健康応援ナビ」 アドレス http://www.pref.kumamoto.jp/site/kenkououen/で御覧いただけます。

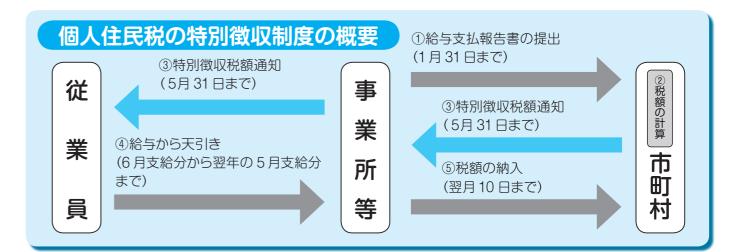
個人住民税は、所得税と同じく、事業者による徴収と納入が必要です

事業主の皆さまへ

事業所などに勤務されている方の個人住民税(市町村民税+県民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収(天引き)していただき、課税した市町村に納入していただくことが必要です。 ※地方税法及び各市町村の条例で上記のように定められています。



氷川町と熊本県は、個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施します。



個人住民税の特別徴収に関する Q&A

 $\overline{\mathbb{Q}1}$

どのような場合に特別徴収をするのですか?

A1

対象となる事業主は所得税の源泉徴収と基本的に同じです。

- ①所得税の源泉徴収を行う事業主は、原則として個人住民税の特別徴収を行っていただく必要があります。
- ②従業員が、前年度中に給与の支払いを受けた者であり、かつ当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として、事業主が従業員の住民税を徴収し、課税した市町村に納入していただくことになります(パート、アルバイト、非常勤職員等でも、この要件に該当する場合は、特別徴収の対象となります)。

Q2

特別徴収のメリットは何ですか?

A2

以下のようないくつかのメリットがあります。

- ①所得税は毎月給与の徴収額を計算しなければなりませんが、住民税は市町村が税額を計算し通知しますので、事業主には計算の煩わしさがありません。
- ②従業員の方々は、納税のために金融機関へ出向く必要がなくなり、住民税の納め忘れがなくなります。(延滞金の心配もなくなります)
- ※なお、従業員が常時 10 人未満の事業所には、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする制度もございます (納期の特例の承認)。

お問い合わせ先 氷川町役場 税務課 住民税係 ☎ 52 - 5853